明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（**金融庁**一四）　一
○銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項等の一部を改正する件（**同**二五）　四
○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件
（**金融庁・財務・経済産業**四）　六
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項及び株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件（**同**五）　七
○労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件
（**金融庁・厚生労働**一）　八
○労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（**同**二）　九
○農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（**金融庁・農林水産**四）　九
○農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項等の一部を改正する件（**同**五）　一〇

告示

○金融庁告示第二十四号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二等の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）等の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十六日　金融庁長官　細溝　清史

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第一条　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号、第六条第一項第五号、第七条第一項第五号、第八条の見出し及び同条第一項各号、第二十八条第一項第四号並びに第二十九条の見出し及び同条第一項中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

第七十九条の二第三項第一号ロの表（注２）②及び第二百八十四条の表（注２）中「除く。）」の下に「、外国銀行」を加える。

（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第二条　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号、第六条第一項第五号、第七条第一項第五号、第八条の見出し及び同条第一項各号、第十七条第一項第四号並びに第十八条の見出し及び同条第一項中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

第五十七条の二第三項第一号ロの表（注２）②及び第二百六十二条の表（注２）中「除く。）」の下に「、外国銀行」を加える。

（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第三条　信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号、第五条の見出し及び同条第一項、第二十二条第一項第三号、第二十三条第一項第四号、第二十四条第一項第四号並びに第二十五条の見出し及び同条第一項各号中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

第七十四条第三項第一号ロの表（注２）②及び第二百八十四条の表（注２）中「除く。）」の下に「、外国銀行」を加える。

（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第四条　協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号並びに第五条の見出し及び同条第一項中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

第五十一条第三項第一号ロの表（注２）②中「除く。）」の下に「、外国銀行」を加える。